

定 款

# 一般社団法人 関西科学塾コンソーシアム

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人関西科学塾コンソーシアムと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 京都府京都市 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、女子生徒に対する理系科目への関心及び理系学部への進学を促進をはかるため、科学塾を提供することで、この分野の学問の進歩発展を目指し、会員の相互の支援、交流、連絡等の共通する利益を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 女子生徒のための科学塾の企画、提案、研修、セミナーの開催等の事業
2. 前号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び会員

(社員)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(会員)

第7条 当法人の会員は、正会員と賛助会員とする。

2 会員に関する必要な事項は、別に定める規約によるものとする。

(正会員)

第8条 当法人の目的に賛同し、その事業の一部に従事し、援助をする個人または団体を正会員とする。

2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(賛助会員)

第9条 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体を賛助会員とする。

2 賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第10条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充当するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員及び会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員及び会員の資格喪失)

第11条 社員及び会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社又は退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社、退会)

第12条 社員の退社、会員の退会の申し出は、1ヶ月以上前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社又は退会することができる。

(除名)

第13条 当法人の社員及び会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反

する行為をしたとき、又は社員及び会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員及び会員を除名することができる。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 社員及び会員が、資格喪失したときは、当法人に対する社員及び会員としての権利を失い、義務を免れる。

社員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員及び会員が資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(名簿)

第15条 当法人は、社員及び会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

2 社員及び会員は、名簿の記載事項に変更を生じた時は、速やかにその旨の届出を行わなければならない。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会として、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集は、会日より5日前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は書面であることを要しない。

(社員による招集の請求)

第18条 総社員の議決権の五分の一以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続きの省略)

第19条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(社員総会の議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(普通決議の方法)

第21条 社員総会の普通決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 可否同数のときは議長の決するところによる。

(特別決議の方法)

第22条 社員総会の特別決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の三分の二以上をもってこれを行う。

2 可否同数のときは議長の決するところによる。

(社員総会決議の省略)

第23条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第24条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第25条 社員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、社員総会ごとに代理権を証する書面による提出または電磁的方法により提出しなければならない。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

2 作成した議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(員数)

第27条 当法人の理事は、1名以上3名以内とする。

(選任等)

第28条 当法人の理事の選任は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。  
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と政令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(代表理事の職務権限)

第31条 当法人は、代表理事1名を置き、理事が1名のときはその者を代表理事とし、理事が複数ときは理事の互選により代表理事を定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第32条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 解 散

(解散の事由)

第34条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 当法人が消滅する合併
- (3) 社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは

代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	田島 節子
設立時理事	原田 慶恵
設立時理事	松岡 由貴
設立時代表理事	田島 節子

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	X X X
設立時社員	田島 節子

住 所	Y Y Y
設立時社員	原田 慶恵

住 所	Z Z Z
設立時社員	松岡 由貴

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人関西科学塾コンソーシアム設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年11月22日

X X X

設立時社員 田島 節子

Y Y Y

設立時社員 原田 慶恵

Z Z Z

設立時社員 松岡 由貴

補記：

2024年4月1日 主たる事務所の移転により、第2条を修正。